

福岡中小企業デジタル化・DX 推進コンソーシアム規約

制定 2023 年 3 月 23 日

福岡中小企業デジタル化・DX 推進コンソーシアム“YOKA-DIGI”（以下「本コンソーシアム」と称する）の運営等に必要な事項について、以下のとおり規約（以下「本規約」という）を定める。

（名称）

第1条 本コンソーシアムは、名称は次のとおりとする。

- (1)名称は、福岡中小企業デジタル化・DX推進コンソーシアム“YOKA-DIGI”とし、読み方を“ヨカデジ”とする。
- (2) 英文名称は“YOKA-DIGI CONSORTIUM”と称する。

（目的）

第2条 本コンソーシアムは、福岡商工会議所の会員企業および中小企業に対して、デジタル技術を導入・活用するための課題となっているデジタル人材不足やスキル不足、導入コストなど不安や疑問を解決し、コスト削減や生産性向上などの業務効率化に繋げていくことを目的とする。

（活動）

第3条 本コンソーシアムは、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)デジタル化相談窓口
 - ・ITコンサルティング（相談、現地調査）
 - ・パートナー企業によるデジタル化の実装（提案、導入、フォロー）
- (2)セミナー開催
 - ・インボイス制度など法改正に関すること
 - ・IT導入補助金制度に関すること
 - ・デジタルを活用した事例に関すること
- (3)広報活動
 - ・本コンソーシアムのホームページによる活動周知
 - ・福岡商工会議所の会員会報誌による活動周知、事例紹介
 - ・SNS等による活動周知
- (4)その他（展示会開催、企業交流会、デジタル人材育成支援等）

(構成)

第4条 本コンソーシアムは、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1)主催者は、福岡商工会議所が担うものとする。
- (2)共同事務局は、福岡商工会議所内に置くものとし、西日本電信電話株式会社及び株式会社QTnet、リコージャパン株式会社福岡支社が担うものとする。
- (3)本コンソーシアムの目的及び事業に賛同し、福岡商工会議所の会員企業及び団体をパートナー企業とする。

(パートナー企業)

第5条 パートナー企業は次のとおりとする。

- (1) 法人、個人等で福岡商工会議所の会員であり、デジタル技術を用いたソフトウェアやサービス、システム、製品およびデジタル人材の派遣や育成サービスなどを提供する者(ITベンダ)
- (2) コンソーシアムの活動を推進する業界団体・組合等

(パートナー企業の登録)

第6条 パートナー企業に登録しようとする者は、別に定める登録申請書を共同事務局宛てに提出するものとし、共同事務局による登録審査、承認をもってパートナー企業になることができる。

2 共同事務局は、第2条(目的)及び第3条(活動)に照らして、登録申込者が本コンソーシアムのパートナー企業としての適格性を有しているか否かを総合的に判断し、登録の承認又は否認を決定するものとする。この場合において、共同事務局は登録申込者に対し、審査等の結果について開示義務を負わないものとする。

(パートナー企業の登録解除)

第7条 パートナー企業が登録解除を希望するときは、別に定める登録解除届を共同事務局に提出するものとする。ただし、登録解除の理由が会社等の清算によるなど、やむをえない場合は、登録解除届を提出する必要はないものとする。

また、パートナー企業が次の各号の一に該当する場合、共同事務局は、パートナー企業をコンソーシアムから登録解除することができ、パートナー企業はこれに異議を述べることができない。

- (1) 財産又は信用状態の悪化等により、差押さえ、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てがなされ、又は租税公課を滞納し督促を受けたとき
- (2) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消の処分を受けたとき
- (3) 破産手続その他法的倒産手続開始の申立てがあったとき、又は解散(法令に基づく解散を含む)、清算もしくは私的整理の手続に入ったとき
- (4) 支払不能又は支払停止となったとき
- (5) 法令に違反したとき

(パートナー企業の強制解除)

第8条 パートナー企業が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、共同事務局(主催者は福岡商工会議所)の審議により、これを強制解除することができる。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) 本コンソーシアムの目的に反する行為をしたとき
- (3) その他本コンソーシアムに不利益を及ぼした場合、またはそのおそれのある場合
- (4) 福岡商工会議所の会員を退会したとき

(活動期間)

第9条 本コンソーシアムの活動期間は、2023年4月1日より1年間とする。

ただし、共同事務局の構成機関より特段の異議・申立がない場合は、1年ごとに期間を更新する。

(守秘義務)

第10条 本コンソーシアムで得られた情報・資料等につき、特に本コンソーシアムが秘密とするよう指示したものについては、構成員はこれを第三者に開示してはならない。登録解除後も同様とする。

(権利の帰属)

第11条 本コンソーシアムで共同開発されたノウハウは知的財産権とし、事案ごとに当該の構成員に帰属するものであり、事案ごとに、関係する構成員間にて、個別に知的財産の利用に関する契約を締結する。登録解除後の知的財産の使用は、事案ごとの締結内容に準ずる。

(信義原則)

第12条 構成員は信義誠実の原則に従って、この規約上の義務を履行するものとする。この規約に定めがない事項については、構成員は信義誠実の原則に従って協議するものとする。

(会議)

第13条 本コンソーシアムの会議は、コンソーシアム推進会議、定例会とし、主催者(福岡商工会議所)がこれを招集する。

2 会議の議長は、主催者(福岡商工会議所)がこれにあたる。

(コンソーシアム推進会議)

第14条 本コンソーシアム推進会議は、共同事務局(主催者は福岡商工会議所)をもって構成する。

2 審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の制定・改廃

(2) 本コンソーシアムの解散

(3) その他本コンソーシアムの運営に関する重要な事項

(定例会)

第15条 定例会は、共同事務局(主催者は福岡商工会議所)をもって構成する。

2 定例会は、コンソーシアム推進会議の議決した事項の執行に関する事項及び、その他コンソーシアム推進会議の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

附 則 この規則は、2023年4月1日から施行する。